



## 暑中お見舞い申し上げます

「幸福度ランキング」。米世論調査機関ギャラップが155カ国・地域を対象に1位はデンマーク、続いてフィンランド、ノルウェー、スウェーデンと上位4カ国を北欧の国々が占めています。日本は81位。また、イギリスの大学研究者が各種国際機関(ユネスコ、WHOなど)の発表済報告書を分析した結果でも1位はデンマーク、10位以内にフィンランド、スウェーデンが入っています。日本は90位。これら上位国は世界でも有名な福祉国家です。ギャラップの分析では「上位にランキングされた国々では国民の基本的なニーズがほぼ満たされているため幸福と感じる」「収入は幸福と密接な関係があるものの心理的に得られる満足感や社会との関わりも幸福のカギになっている」。なるほど

平穏に人間らしい生活をするのができ将来に不安が少ないということは生きる上での精神的な余裕と安心といった希望を生みます。これはまさに憲法が謳う生存権や平和的生存権が充足されているともいえそうですが、では我が国の現状はどうでしょうか？年金・医療・介護といった重要問題が時々の政権により転々として混迷を極めていきます。就職難やワーキングプアといった状況に加え、原発事故による大惨事を経験して平和的生存という点でも重大な岐路に立たされています。こうした一見バラバラの問題は連鎖、増幅しながら次第に国に対する不信や不安といったマイナスの要素を生んで悪循環に陥ります。実は日本は1997年から自殺者が3万人を超えています。これは

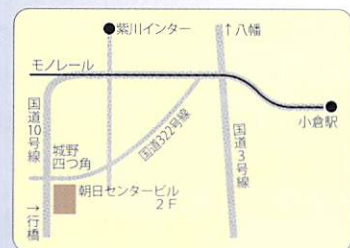
交通事故による死者数(5000人前後)をはるかに超す深刻で異常な事態でしょう。今年の日弁連人権擁護大会では自死問題対策が重要なテーマとなっていますし、各県の弁護士会でも取り組みがおこなわれています。こうした具体的な対策はもちろん重要です。ですがもっと根本的な点から、もし不信、不安、社会からの孤立や疎外という地雷がいたるところに埋まっていたとしたら、人は将来に希望をもって歩んでいくことはできないでしょう。その歩みの中には子を生み育てるといふ最も尊い営みも含まれているわけですが。今いちど「幸福」とは何だろうか？ということを考えてみると、それは憲法が謳う基本的人権の尊重というものを別の角度から見たものともいえそうです。

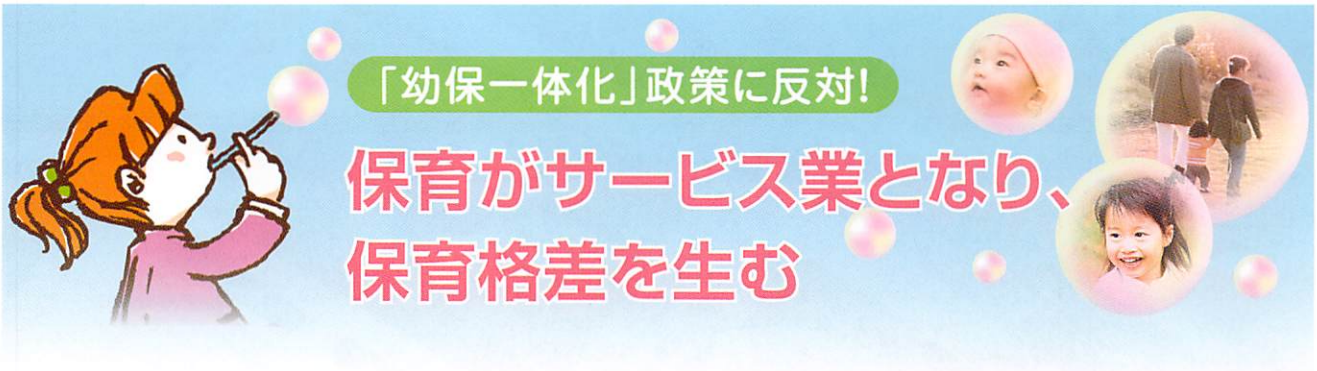
■ みなさんと一緒に環境や社会の問題を考え、紙面を作っていきます。

# 東風

No.25

- 発行日 2012年8月1日
- 発行所 小倉東総合法律事務所
- 編集者 荒牧 啓一
- 連絡先 〒802-0062 北九州市小倉北区片野新町2丁目12番21号  
朝日センタービル2階  
TEL093(932)5575  
FAX093(932)5600  
e-mail:ponpoko@lime.ocn.ne.jp





## 1 「幼保一体化」という問題 ～消費税増税の理由の1つ～

平成23年度の厚生労働省の統計ではいわゆる待機児童は2万5千人超といわれている。しかしこの統計には認可外保育所を利用しながら待機している児童などは含まれていないため、実際の待機児童はそれを大きく上回っている。

「幼保一体化」による待機児童解消をマニフェストに掲げていた民主党政権は、今年6月、「税と社会保障の一体改革関連法案」「認定こども園法案」を衆議院で通過させた。ひとことでいえば、これは「待機児童対策などの社会保障を充実するために消費税を上げて財源を確保する」「保育所・幼稚園を子ども園に一元化して、運営は民間に任せる(市場化)」という法案だ。



## 2 「幼保一体化」「こども園構想」 ～市場に解決を委ねようとしている～

### (1) 制度を一元化し、新たなサービス業を作る

まず、幼稚園・保育所を「こども園」に移行させ一元化することで、幼稚園を学校教育から切り離し、保育所を児童福祉から切り離し、新たに「公的負担を伴う新しいサービス業」を作り出す。

### (2) 民間企業の参入を促し、多数の受け皿を作る

次に、「新しいサービス業」に民間企業の参入を促

す。市町村から支払われる運営費・補助金の用途制限を撤廃するなどして「利益を出しやすい仕組み」を作って、民間企業を誘導し、待機児童の受け皿を確保しようというわけだ。

### (3) 市町村の「保育を実施する義務」をなくしてしまう

その上で、契約形態を保護者とこども園の直接契約制に移行させようとしている。現在、保育所への入所は、市町村に申込みをし、市町村の責任のもと入所先が決定され、保護者は市町村に保育所の利用料を払っている(私立でも同じ)。それを保護者が直接保育所に申込みをして契約するという直接契約方式に変えようというのだ。これが実現すれば、入所先の確保は保護者の責任となり、市町村の責任ではなくなる。つまり、市町村に保育所への入所を申請していても入所できない(=待機児童)という概念自体がなくなり、その存在が見えなくなることになる。

親は入所先探しに奔走することになる一方で、園は、利用料をきちんと払ってくれそうな、手のかからなそうな子どもを選んで契約することになる。それでも経営が悪化すれば、撤退(閉園)も自由という、親にとってはまさに綱渡りだ。結局、経済力、精神力、情報力のある「勝ち組」の親だけが我が子に「質のよい保育」を勝ちとる構図がおのずと見えてくる。

## 3 市場化の問題点

～保育格差・労働条件の不安定化等～

これによって様々な問題が予想されるが、現場の先生たちが最も懸念しているのが、カリキュラムの崩壊、保育格差の問題だ。親の労働形態に合わせて保育時間を切り売りする新システムでは、クラス活動も園の行事も成り立たなくなる。一方で、上乗せ料金を支払える家庭の子どもは習い事などのオプション教育を受けるといった仕組みになってしまう。問題は児童の側だけではない。企業は人件費の削減で利益を出そうとする為、こども園で雇用

される労働者は必然的にパートなどの不安定な雇用形態に押し込まれていく。人手不足と保育士間の連携の破壊によって、根幹である「安全」さえもなおざりになりかねない。保育士の熱い想いとは裏腹に、園と親の厚い信頼、保育者と子ども・親の育ち合いはもはや望めない。

#### 4 市場化以外の解決策を議論すべき

市場化を進めるといえることは、お金を払えるかどうかで区別するということだ。つまり保育が「権利」から「商品」



に変えられていくことを意味する。新システムでは、「利用者補助方式」をとるため、保育料は利用時間に応じた負担となり、認定された保育時間を超えれば

あとは自己負担、給食や延長保育や入学金の追加徴収など、親の負担増は避けられない。

待機児童を解消するという名目のために、保育の質を低下させ、親の経済事情による格差を感じさせる環境に子どもを置くことは許されない。「保育の市場化」によって「国レベルで保育・教育の質は低下する」というのは、いまや国際的な研究が共通して指摘するところだ。仮に公的補助金を増やしても、それが質の向上に使われる保障はない。質に問題がある保育によって、子どもから失われた貴重な時間は二度と取り戻すことはできないのだ。

これまでも様々な規制緩和のもとで、責任の所在を国から民間に移し、参入した企業には「税金」を財源とする利益が渡るといった構図のもとで、取り残された者には「自己責任」という言葉が浴びせられてきている。

「保育に欠ける子どもは、その状態が続く限り、保育を受ける権利を有している」いまこそ、自分では主張できない子どもの権利を、大人が十分に認識すべきときだ。

### 就任のご挨拶

## 弁護士会の部会長になりました

弁護士 荒牧 啓一

今年の4月から、平成24年度の福岡県弁護士会北九州部会の部会長に就任しました。任期は、4月1日からの1年間ですが、3月に前執行部との引継ぎを行った以後、予算の作成や50くらいの委員会への委員の委嘱、裁判所・検察庁や各地方自治体や商工会議所等への挨拶回り等多忙の日々を過ごしてきました。そして、恒例の部会お花見、定期部会集会、部会長就任披露パーティー等も無事終わり、少しほっとしています。

北九州の弁護士会(北九州部会)は、主に北九州市をはじめとして行橋市、豊前市、中間市などにお住いの130万人市民の皆様を対象に活動をしています。地域の中心にある小倉の裁判所(支部)の民事・刑事の事件数は全国の本庁(地方裁判所)の中でもいずれも10番台の多さです。部会に所属する弁護士の数は、約160名(内、女性19名)で鹿児島県の弁護士会(全国でも20番目位の規模)とほぼ同規模です。

今回のおつとめは、平成14年に県弁護士会の副会長、日弁連の理事になってから丁度10年になりますが、

### 福岡県弁護士会 北九州部会 就任披露パーティー



部会はその頃に比べても会員数が1.5倍以上になっており、更にいろいろな仕事が増えています。

私たち弁護士は、基本的人権の擁護と社会正義の実現をその使命としています(弁護士法1条)。従いまして、弁護士としての日常業務の他に様々な公益的な活動を行っています。例えば、いつでも、どこでも、だれもが司法にアクセスできる社会の実現を目指して「法律相談センター」の設置や運営の仕事、小中高生対象の出前授業、当番弁護士や被疑者弁護人、少年保護付添人、精神保健当番弁護士のほか高齢者・障害者支援活動などの各種法律援助事業等々です。

多忙ではありますが、健康には注意して頑張ります。しかし、お客様にはご迷惑ならないように事務所スタッフ全員で応援してもらいます。